

令和3年度 第2回国民健康保険運営協議会資料

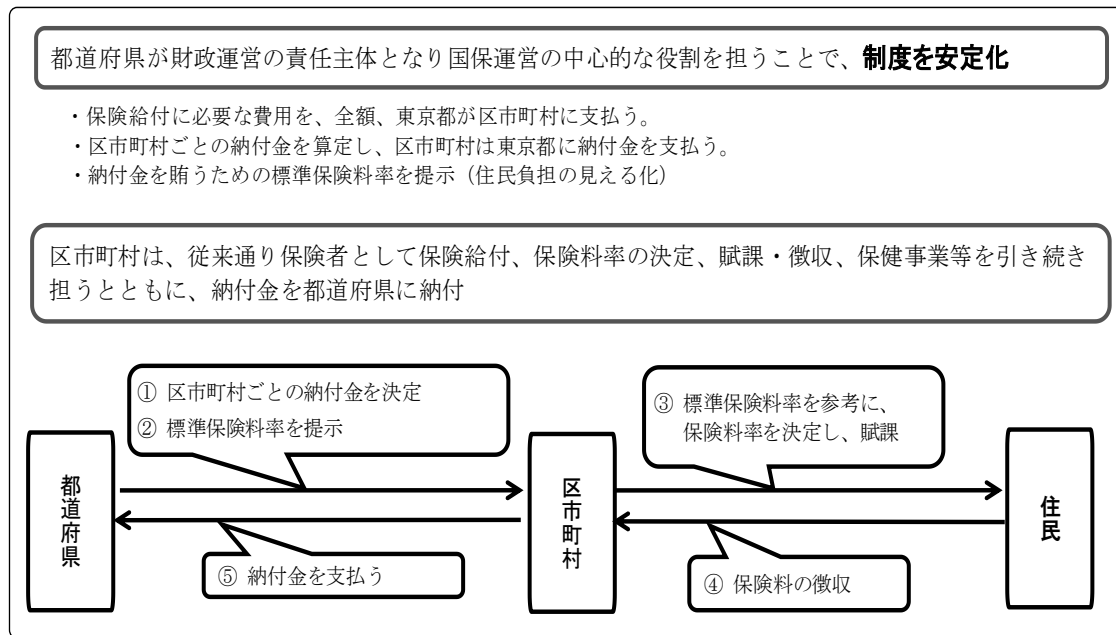
【国民健康保険税改定関係】

1 令和4年度小金井市国民健康保険税の改定について——資料1

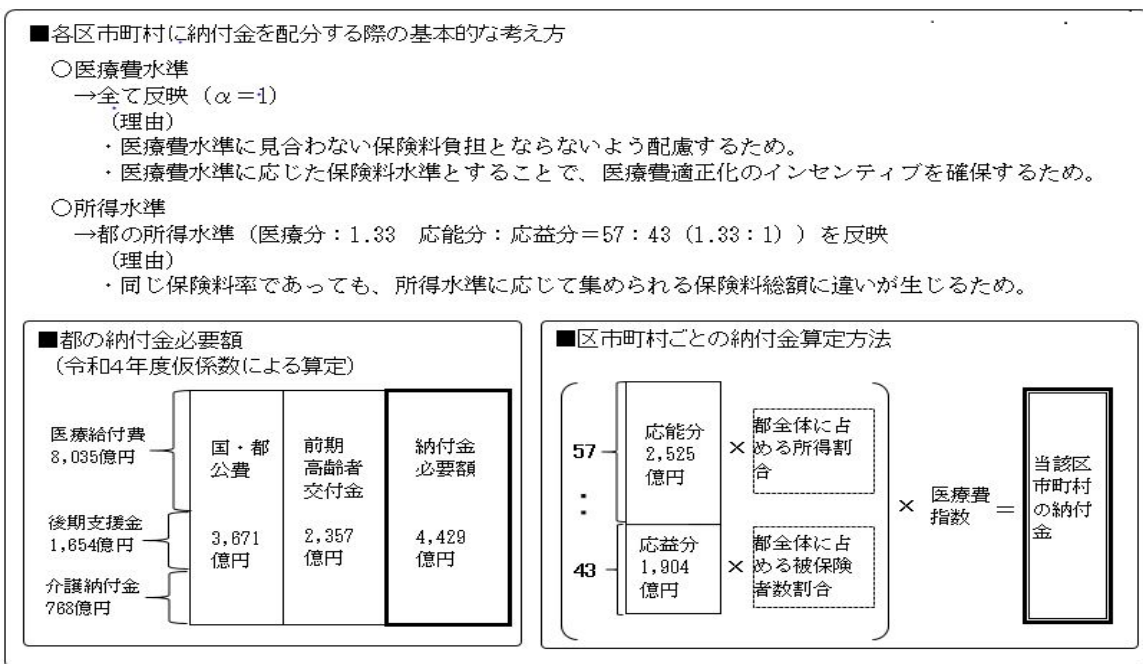
- (1) 納付金・標準税率・保険税調定額について
—納付金から保険税調定額までの算出方法の説明—

納付金・標準保険料率・保険税調定額について

1 改革の概要



2 納付金の算定方法



3 標準保険料率の算定方法

○標準保険料率の2つの役割

(1)各区市町村のあるべき保険料率（標準的な住民負担）の見える化
 (2)各区市町村が具体的に目指すべき、直接参考にできる値

○都道府県は、各区市町村に対して、以下の3つの標準保険料率を示す。

①都道府県標準保険料率	全国統一の算定基準による当該都道府県の保険料率の標準的な水準を表す
②区市町村標準保険料率	都道府県内統一の算定基準による区市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す ⇒都においては2方式(所得割及び均等割)
③区市町村ごとの算定基準にもとづく標準的な保険料率	各区市町村の算定基準に基づく保険料率

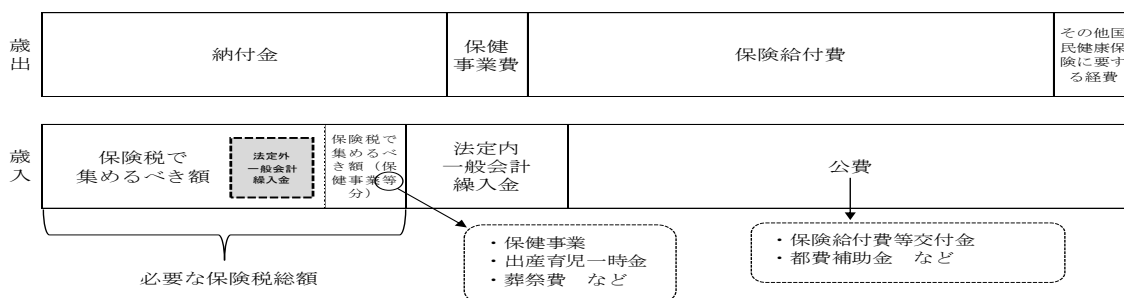
■②区市町村標準保険料率及び③区市町村ごとの算定基準に基づく標準的な保険料率の算定方法

$$\left(\begin{array}{c} \text{納付金} \\ + \\ \text{保健事業費} \\ \text{葬祭費等} \end{array} \right) \div \text{標準的な} \\ \text{収納率} = \text{賦課すべき保険料} \\ \text{必要総額} \rightarrow \text{標準} \\ \text{保険料率}$$

②は、区市町村ごとの所得等を反映し、応能分・応益分にかけて算定
 ③は、区市町村ごとの算定方式（2方式等）及び応能分・応益分等の割合に応じて算定（区市町村の保険料率の算定基準が②と異なることもあるため、参考に提示）

4 保険税調定額の算出方法

(1) 区市町村の財政構造のイメージ



(2) 保険税調定額の算出方法

納付金に、保健事業費及び保険給付費のうち保険給付費等交付金の対象とならない出産育児一時金・葬祭費の費用等を加算し、そこから法定内一般会計繰入金及び保険給付費等交付金など市町村に交付されることが見込まれる公費

を差し引いた額が「必要な保険税総額」となる。

必要な保険税総額を「標準的な収納率」で割り戻し、「保険税調定額」を算出する。

設定した保険税率で算出した保険税調定額が、必要な保険税総額に満たない場合は法定外一般会計繰入金で補填することになる。

5 令和4年度仮係数に基づく納付金・保険税調定額

一般・退職被保険者分	医療分	後期分	介護分	合計
納付金 (d')	2,517,840,765	793,427,879	356,612,665	3,667,881,309
必要な保険税総額 (e)	2,144,301,321	726,352,140	330,451,142	3,201,104,603
標準的な収納率 (s)	97.04%	97.04%	96.36%	
保険税調定額 (e')	2,209,708,698	748,507,976	342,933,937	3,301,150,611

6 令和4年度仮係数に基づく標準保険料率

	医療分		後期支援分		介護納付金分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
①都道府県標準保険料率	8.07%	47,553円	2.53%	14,453円	2.70%	19,625円
②区市町村標準保険料率	7.01%	41,289円	2.44%	13,935円	2.60%	18,870円
③区市町村ごとの算定基準にもとづく標準的な保険料率	7.90%	29,572円	2.44%	12,841円	2.79%	17,024円